

公益財団法人川崎市産業振興財団 公的研究費の不正使用防止に関する取組指針

1 趣 旨

この取組指針（以下「本指針」という。）は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）が、財団ナノ医療イノベーションセンターの研究活動における公的研究費の不正使用の防止を図るため、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、実効性のある体制を整備するとともに、公的研究費の適正な管理を行うための基本となる方針を定めるものである。

2 適用範囲

本指針の対象となる公的研究費は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人及び同省以外の省庁又は同省以外の省庁が所管する独立行政法人、又は地方公共団体及び地方公共団体が所管する団体（以下「国等」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）により財団において行われる研究計画の申請、研究の実施及びその成果の発表・報告、研究に係る事務など研究活動のすべての行為と結果を含むものとする。

また、民間からの研究活動への助成金又は寄付金その他の研究に係わる資金についても本指針に基づき適切に処理するものとする。

3 基本方針

公的研究費の不正使用の防止に関する財団の基本指針を次のとおり定める。

- (1) 財団は、公的研究費の運営・管理に係る財団内での責任者の役割、責任の範囲及び権限を明確化し、その責任体制を財団内外に公表する。
- (2) 財団は、公的研究費に係る事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、公的研究費の運営・管理に関わる財団の構成員の意識向上を図り、公的研究費の不正使用に対する抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (3) 財団は、公的研究費の不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実行する。
- (4) 財団は、策定した不正防止計画に則り、適正に予算を執行する。また、第三者によるチェックが機能するシステムを構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。
- (5) 財団は、公的研究費の使用のルール等が財団内で適切に情報共有され、共通に認識される体制を構築するとともに、財団の取組について外部に公表する。
- (6) 財団は、財団全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

旧名称「公的研究費の不正行為防止等の取組指針」

平成25年11月1日制定

平成26年8月1日改正

平成28年4月1日改正

令和3年4月1日改正

公益財団法人川崎市産業振興財団